

刑事資料
令和5年

取扱注意

刑事手続

警視庁刑事部

刑事手続

目次

第1編 捜査手続

第1章 職務質問・所持品検査等

第1 職務質問	1
1 意義	1
2 要件	1
3 質問のための停止とその限界	3
4 職務質問としての自動車の停止	6
5 所持品検査	8
第2 同行要求	11
1 意義	11
2 要件	12
3 同行の手段と限界	13
第3 凶器捜検	14
1 意義	14
2 要件	14
3 凶器発見時の措置	15

第2章 告訴・告発

第1 告訴	16
1 意義	16
2 有効とされる告訴の要件	16
3 告訴権者	17
4 告訴期間	20
5 告訴の手続	22
6 告訴の取消し	24

7	告訴不可分の原則	25
8	告訴人に対する起訴・不起訴等の通知	26
9	諸問題	27
	〔事例1〕 未成年者から告訴を受理することの可否	27
	〔事例2〕 共有物の告訴権者	27
	〔事例3〕 株式会社の代表取締役が空席の場合における告訴権者	28
	〔事例4〕 破産宣告を受けた会社の所有名義の車両が損壊された場合 における破産管財人の告訴権	28
	〔事例5〕 信書開封罪の告訴権者	29
	〔事例6〕 インターネット上における名誉毀損罪の告訴期間	29
	〔事例7〕 告訴状が郵送されてきた場合の措置	30
	〔事例8〕 示談した事案につき、告訴をすることの可否	31
	〔事例9〕 送付前に告訴の取消しがあった場合の措置	31
第2	告発	32
1	意義	32
2	告発を訴訟条件とする罪	32
3	告発権者	32
4	告発の方式等	33
5	告発の取消し	33
6	告発義務	33
7	諸問題	34
	〔事例10〕 匿名の告発状は有効か	34
	〔事例11〕 代理人による告発は有効か	35
第3	告訴・告訴受理時の留意事項	36
1	受理・不受理の判断	36
2	警察総合相談業務等管理システムへの登録	37
3	告訴等受理時の措置	37
第4	告訴状等の作成例	39
第3章	自首	
第1	総論	40

1	意義	40
2	自首したことにより刑が減輕される理由	40
3	自首の効果	40
4	自首に関する特別規定（刑法犯に限る。）	41
第2	自首の成立要件	41
1	自首を受理することができる者	41
2	犯罪事実又は犯人の発覚前に行われること	42
3	自発的に自己の犯罪事実を申告すること	44
4	自己の処罰を求めること	44
5	諸問題	45
	〔事例1〕 警察官の職務質問により犯行を供述した場合における自首 の成否	45
	〔事例2〕 捜索中に被疑者が所持禁制品の隠匿場所を供述した場合に おける自首の成否	46
	〔事例3〕 取調べの際、余罪を供述した場合における自首の成否	46
	〔事例4〕 電話による自首の成否	47
	〔事例5〕 使者による自首の成否	48
	〔事例6〕 申告内容に虚偽が含まれている場合の自首の成否	48
第3	自首を受理したときの手続	49
1	自首調書の作成	49
2	送致（付）手続	50
第4章	任意同行	
第1	警職法上の同行要求	51
第2	刑訴法上の任意同行	51
第3	任意同行といえるかどうかの判断基準	52
第4	任意同行後に逮捕した場合の送致時間	53
第5章	通常逮捕	
第1	通常逮捕の要件	54
1	実質的要件	54
2	軽微犯罪と逮捕状発付の制限	56

第2 通常逮捕状の提示	57
1 趣旨	57
2 提示をする者	57
3 提示の方法等	57
4 提示の時期	59
第3 逮捕のための実力行使	60
1 被疑者への実力行使	60
2 被疑者以外の第三者に対する実力行使	62
3 物に対する処分	63
第4 通常逮捕状の効力	63
1 被疑者に通常逮捕状を提示したとき、又は引致前に逃走された場合	63
2 引致後に被疑者に逃走された場合	65
3 勾留状の執行後に逃走された場合	65
第5 通常逮捕状の緊急執行	66
1 通常逮捕状を所持しないためにこれを示すことができない場合	67
2 急速を要するとき	67
3 被疑事実の要旨及び通常逮捕状が発せられている旨の告知	69
4 逮捕後、通常逮捕状をできる限り速やかに示す	70
第6 通常逮捕状の下段の記載	72
1 正確な記載が求められている理由	72
2 記載要領	72
3 訂正要領	74
第6章 緊急逮捕	
第1 緊急逮捕の合憲性	75
第2 緊急逮捕の要件	76
1 一定の重大な罪	76
2 充分な理由	76
3 逮捕の緊急性	77
4 逮捕の必要性	78
第3 緊急逮捕の手続	78

1 理由の告知	78
2 直ちに	79
3 緊急逮捕状の請求が却下された場合	79
4 緊急逮捕状の提示	81
第4 諸問題	82
〔事例1〕 逮捕後に被疑者を釈放した場合における緊急逮捕状請求の 要否	82
〔事例2〕 緊急逮捕対象事件と非対象事件の二つの罪を行った被疑者 を両罪で緊急逮捕することの可否	82
第7章 現行犯逮捕	
第1 現行犯逮捕の意義	84
第2 固有の現行犯人	84
1 意義	84
2 要件	85
第3 準現行犯人	87
1 意義	87
2 要件	88
3 要件の認定	92
第4 たぐり捜査と現行犯逮捕	93
第5 私人による現行犯逮捕	94
第6 軽微犯罪の現行犯逮捕	95
1 意義	95
2 留意事項	96
第7 現行犯逮捕における諸問題	96
1 現行犯逮捕時における被疑事実等の告知	96
2 管轄区域外における現行犯逮捕	97
3 現行犯逮捕時における有形力の行使	97
4 特別司法警察職員及び交番相談員等による現行犯逮捕	97
5 告訴意思が不明な場合の現行犯逮捕	98
6 面通しによる現行犯逮捕	98

7	私人による現行犯逮捕現場における証拠物の押取手続	99
第8章 引致		
第1	引致	100
1	意義	100
2	引致者	100
3	引致の相手方	100
4	引致の時期	101
5	引致場所	103
6	被疑者を遠隔地で逮捕した場合の引致先	103
7	諸問題	106
	〔事例1〕 私人による軽犯罪法違反の罪の現行犯逮捕につき、逮捕時に被疑者の氏名等が明らかな場合における引致手続	106
	〔事例2〕 私人により軽犯罪法違反の罪で現行犯逮捕された者が、警察官へ引き渡された後に被疑者の氏名等が明らかになった場合における引致手続	106
	〔事例3〕 出張捜査中に被疑者を発見し、緊急逮捕した場合の引致先	107
	〔事例4〕 隣接署管内で発生した窃盗事件の被疑者の引渡しを受けた場合の引致先	107
	〔事例5〕 隣接署管内で発生した窃盗事件につき、緊急配備がなされ、手配内容に基づき、被疑者を現行犯逮捕した場合の引致先	108
	〔事例6〕 通勤途中に被疑者を現行犯逮捕した場合の引致先	109
第2	逮捕手続書の奥書の記載例	110
第9章 弁解録取		
第1	弁解録取の根拠と意義	114
第2	弁解録取手続	114
1	実施者	114
2	供述自由権の告知	115
3	犯罪事実の要旨の告知	115
4	弁解録取書別紙の読み聞かせ（弁護人選任権等を告知・教示）	116
5	弁解録取書の作成	118

第3	弁護人選任に関する申出に対する対応と関係書類の作成	118
1	国選弁護人の選任を申し出た場合	118
2	私選弁護人の選任を申し出た場合	119
3	弁護人選任を留保した場合	120
4	第三者を介して弁護人の選任を希望した場合	121
第4	諸問題	123
	〔事例1〕 弁解録取手続時における犯罪事実の要旨の告知	123
	〔事例2〕 泥酔している逮捕被疑者に対する弁解録取手続	123
	〔事例3〕 外国人被疑者に対する弁解録取手続	124
	〔事例4〕 電話による弁解録取手続	124
	〔事例5〕 被疑者が聴覚障害の場合における弁解録取手続	125
	〔事例6〕 再逮捕時、前逮捕時の国選弁護人を選任したい旨の申出を受けた場合	125
	〔事例7〕 複数人の弁護人を選任した旨の申出を受けた場合の通知相手	126
	〔事例8〕 被疑者による複数人の国選弁護人選任の可否	126
	〔事例9〕 被疑者による国選弁護人の解任の可否	127
	〔事例10〕 外国人弁護士の選任の可否	128
	〔事例11〕 被疑者による特別弁護人の選任の可否	129
第10章 勾留		
第1	逮捕と勾留のつながり	130
1	逮捕前置主義	130
2	逮捕事実と勾留事実の同一性	130
3	事件単位の原則	131
4	一罪一逮捕一勾留の原則	131
第2	勾留請求と勾留状の執行	132
1	被疑者の勾留に準用される規定	132
2	勾留請求手続	132
3	実質的要件	134
4	勾留の必要性	135
5	形式的要件（勾留質問）	137

6	勾留状の発付	138
7	勾留状の執行等	138
8	勾留期間の延長	140
第3	諸問題	141
	〔事例1〕 勾留請求が却下された場合の手続	141
	〔事例2〕 勾留取消し請求	142
	〔事例3〕 勾留の執行停止の際に執ることができる措置	143
	〔事例4〕 勾留の執行停止がされた被疑者が逃走した場合の措置	144
	〔事例5〕 被疑者を釈放する旨の連絡があった場合の措置	144
第11章	捜索・差押え	
第1	捜索と差押えの意義	146
第2	要件	146
1	犯罪の嫌疑の存在	146
2	強制処分の必要性	147
3	刑法第222条1項により準用される各要件	148
4	諸問題	149
	〔事例1〕 同一犯罪事実での同一場所に対する再捜索の可否	149
	〔事例2〕 公訴提起後に捜索・差押えを行うことの可否	150
	〔事例3〕 公訴提起後の捜索差押許可状請求書の訂正	151
第3	令状の提示	151
1	令状を提示する理由	151
2	提示の相手方	151
3	提示の方法	152
4	提示の時期	153
5	諸問題	153
	〔事例4〕 被留置者の所持品を差し押さえる場合の令状提示の相手方	153
	〔事例5〕 外国人に対する令状の提示	154
	〔事例6〕 令状を提示した際、被処分者にそれを破かれた場合の措置	154
	〔事例7〕 捜索・差押えの開始後、令状の再提示を求められた場合の措置	155

第4	立会い	155
1	捜索・差押えに立会人を求めている理由	155
2	公務所内での捜索・差押え	156
3	公務所以外の人の住居等での捜索・差押え	157
4	人の住居等以外の場所における捜索・差押え	159
5	女子の身体に対する捜索・差押え	159
6	諸問題	160
	〔事例8〕 公務所の敷地内にある集合住宅の一室を捜索する際の立会人	160
	〔事例9〕 被疑者の弁護人が捜索・差押えに立ち会いたい旨の申出をしてきた場合の措置	161
	〔事例10〕 身柄拘束中の被疑者を捜索・差押えに強制的に立ち会わせることの可否	162
	〔事例11〕 5階建てビルの各フロアを一斉に捜索する場合の立会人の数	162
	〔事例12〕 立会人が捜索・差押えの途中で立会いを拒否して立ち去ってしまった場合の措置	163
第5	必要な処分	164
1	必要な処分の意義	164
2	必要な処分をすることができる時期	164
3	必要な処分の相手方	164
4	捜索時における必要な処分	164
5	押収物に対する必要な処分	165
6	諸問題	166
	〔事例13〕 捜索差押許可状を執行するにあたり、施設を利用することの可否	166
	〔事例14〕 捜索差押許可状の執行状況を写真撮影するのは必要な処分の一態様か	166
	〔事例15〕 宅配便を装って玄関ドアを解錠させることの可否	167
	〔事例16〕 合い鍵を使用して捜索場所に入室することの可否	168
	〔事例17〕 窓ガラスを破壊するなどして、捜索場所に入ることの可否	169

〔事例18〕 押収した携帯電話機等の電子計算機の解析（パスワードロック等による保護の解除を含む。）を行うにあたり、当該電子計算機の所有者等からの同意書や検証許可状等の令状が必要か	169
〔事例19〕 遺留物として領置したオートバイのメットインを開錠して中を確認することの可否	170
〔事例20〕 遺留物として領置したオートバイのメットインの中から別件の証拠物を発見した場合の措置	171
第6 執行中の出入禁止	171
1 出入禁止の意義	171
2 出入禁止措置を行うことができる者	172
3 出入禁止措置の対象者	172
4 出入禁止措置の方法等	172
5 諸問題	173
〔事例21〕 捜索場所から退出しようとする者への措置	173
〔事例22〕 捜索時に電話の使用を制限することの可否	174
第7 執行の中止	175
1 中止の意義	175
2 中止できる場合	176
3 中止の期間	176
4 中止中の措置	176
第8 公務上秘密物と押収	176
1 本条の趣旨	176
2 公務員又は公務員であった者の範囲	177
3 公務所の意義	177
4 職務上の秘密に関するもの	177
5 当該監督官庁の承諾	178
6 諸問題	178
〔事例23〕 秘密の申立てがあった場合の措置	178
〔事例24〕 押収後、押収物について秘密の申立てがあった場合の措置	179

〔事例25〕 国の重大な利益を害する場合の意義	180
第9 業務上秘密と押収	181
1 趣旨	181
2 業務者の範囲	181
3 押収を拒むことができる物	181
4 業務者に押収拒絶権が認められないとき	183
5 諸問題	185
〔事例26〕 業務者自身が被疑者に当たる場合、業務者として押収拒絶権を行使することの可否	185
〔事例27〕 報道機関が押収拒絶権を行使することの可否	186
〔事例28〕 押収後、業務者が押収拒絶権を主張した場合	188
〔事例29〕 業務者が不在中に他人の秘密に関するものを押収することの可否	188
第10 自動車に対する捜索差押許可状の請求	189
1 所在場所が一定しない自動車に対する捜索・差押えを実施する場合	189
2 公道以外の場所において捜索・差押えを実施する場合	189
3 マンション等の居室と併せて共同駐車場内の自動車につき捜索・差押えを実施する場合	191
4 自動車自体を差し押さえるとともに、同車両内を捜索する場合	192
5 乗車している者の身体に対する捜索	193
6 夜間執行の制限	194
第12章 電磁的記録の捜索・差押え	
第1 保全要請	196
1 保全要請の手續が設けられている理由	196
2 保全要請をすることができるとき	196
3 保全要請の相手方	196
4 保全要請の対象	196
5 保全要請の期間	197
6 保全要請の方法	197
7 相手方が保全要請に応じる義務と秘密保持	197

第2	記録命令付差押え	198
1	記録命令付差押えの手続が設けられている理由	198
2	記録命令付差押えができるとき	198
3	対象となる電磁的記録	198
4	処分を受ける者	199
5	処分の内容	199
6	諸問題	199
	〔事例1〕 記録命令付差押許可状の執行に際しての留意事項	199
	〔事例2〕 記録命令付差押許可状を執行したところ、電磁的記録の保管者等が当該命令を拒否した場合、警察官が作業を行うことの可否	200
	〔事例3〕 記録命令付差押許可状を執行したところ、電磁的記録の保管者等から、データが日本国外に所在するサーバに記録されているとの申立てがあった場合の差押えの可否	201
第3	電磁的記録に係る記録媒体の差押え（本来的な差押えの補充）	202
1	本来的な差押えの執行方法が補充された理由	202
2	差押えに代えて行うことができる処分	203
3	複写等の処分を行うことができる場合	203
4	複写等する場合に他の記録媒体等を用意する者	204
5	諸問題	204
	〔事例4〕 捜索の現場に記録媒体があった場合、必ず複写等の処分を行った上で他の記録媒体を差し押さえないといけないのか	204
	〔事例5〕 複写等の処分は、捜索差押許可状の執行者たる捜査員が行わなければならないか	205
	〔事例6〕 複写等の処分による差押えと記録命令付差押えの違い	206
	〔事例7〕 複写等の処分が及ぶ記録媒体の範囲はどこまでか	206
	〔事例8〕 捜査員が用意した記録媒体に電磁的記録を複写等した場合、被処分者に押収品目録交付書を交付する必要があるか	207
	〔事例9〕 電磁的記録を他の記録媒体に複写等した場合、当該他の記録媒体を還付することの要否	208

第4	電気通信回線で接続している記録媒体からの複写（リモートアクセス）	209
1	令状によりリモートアクセスが可能となった理由	209
2	リモートアクセスを行うことができるとき	210
3	リモートアクセスの対象となる記録媒体	210
4	リモートアクセスにより行うことができる処分	211
5	諸問題	212
	〔事例10〕 リモートアクセスによる差押えを可能とする捜索差押許可状によって電子計算機を押収した後、刑訴法第218条2項の処分としてリモートアクセスをすることの可否	212
	〔事例11〕 被疑者が、海外事業者が運営しているクラウドサービスを利用している場合にリモートアクセスをすることの可否	212
	〔事例12〕 海外事業者が運営しているクラウドサービスを利用している場合にリモートアクセスを行う方法	213
第13章	令状によらない捜索・差押え	
第1	令状によらない捜索・差押え	217
1	趣旨	217
2	処分権者	217
3	「逮捕する場合」の意義	217
4	「逮捕の現場」の意義	218
5	逮捕の現場にいる被疑者以外の第三者に対する捜索・差押え	219
6	差し押さえることができる物の範囲	219
7	立会い	220
8	夜間執行の制限の有無	220
9	令状によらない捜索・差押えの執行の中止後、再開することの可否	221
10	諸問題	221
	〔事例1〕 交番内で緊急逮捕後、公道上に駐車中の自動車を令状によらないで差し押さえることの可否	221
	〔事例2〕 逮捕後、暴れた被疑者を約300メートル離れた警察署に連行し、同署において令状によらない捜索・差押えをすることの適否	222

〔事例3〕	逮捕に着手したところ被疑者が逃走し、追跡中、第三者宅の敷地内に証拠物を投棄した状況を目撃した場合における押収手続	223
〔事例4〕	連続侵入窃盗事件のよう撃捜査中に、他人の住居に侵入した者を住居侵入罪で現行犯逮捕した後、令状によらない捜索を行い、同人が所持していたドライバー等を差し押さえることの可否	224
〔事例5〕	人定事項を明らかにするため、現行犯逮捕の現場において、被疑者が所持する在留カードを差し押さえることの可否	225
第2	令状によらない被疑者の捜索	226
1	逮捕する場合において必要があるとき	226
2	逮捕状の提示の必要性	227
3	立会人	228
4	夜間執行の制限の有無	229
5	被疑者捜索調書	229
第14章	任意提出権者	
第1	任意提出権者と任意性の確保	230
1	所有者	230
2	所持者、保管者	230
3	任意性の確保	230
第2	任意提出権者としての適格性	231
1	未成年者	231
2	外国人	232
3	同居の親族	232
4	同居の親族等以外の者	233
5	アパートの管理人等	234
6	ホテルの支配人	234
7	駐車場の管理人	234
8	コインロッカー・貸金庫の管理人	235
9	医療関係者	235
10	現行犯逮捕した警備員等	236

第3	諸問題	237
〔事例1〕	証拠物を一時預かりすることの可否	237
〔事例2〕	被疑者の同意により、捜査員が被疑者方から証拠物を持ち出し、任意提出を受けることの可否	238
〔事例3〕	領置後、その手続に疑義が生じた場合の措置	238
〔事例4〕	任意提出者が拾得者としての権利を主張した場合の措置	239
〔事例5〕	精神に障害を有する者からDNA型鑑定資料の任意提出を受けることの可否	240
第15章	領置	
第1	領置	241
1	意義	241
2	主体	241
3	領置対象物	241
第2	領置する際の手続	242
1	遺留物を領置する場合	242
2	所有者等が任意に提出した物を領置する場合	242
3	原状のまま領置	242
第3	領置が許されない場合	243
第4	諸問題	243
〔事例1〕	路上において遺留物を領置する場合の立会人	243
〔事例2〕	被疑者が盗品を公園の植え込み内に隠していると自供した場合の押収手続	244
〔事例3〕	被害者の所持品と推定される物を発見した場合の押収手続	244
〔事例4〕	盗難車両を路上で発見した場合の押収手続	245
〔事例5〕	ホテルに置き去りにされた物の押収手続	245
〔事例6〕	被疑者から小包を預かり保管中の者から、当該小包を領置することの可否	246
〔事例7〕	被疑者の腕に付着している血痕の押収手続	247
〔事例8〕	防犯カメラ画像を抽出したブルーレイディスクの押収手続	247
〔事例9〕	拾得物が被害品であると判明した場合の押収手続	248

〔事例10〕	被疑者以外の立会人から証拠物を領置することの可否	248
〔事例11〕	被疑者宅等から徴物を押収する際、遺留物として領置することの可否	249
〔事例12〕	ごみを遺留物として領置することの可否	250
第16章	還付	
第1	還付	252
1	意義	252
2	留置の必要がないもの	252
3	被押収者還付の原則	252
4	被押収者還付の原則の例外	253
5	刑事訴訟法以外の関係規定等	254
6	還付手続（送致済み押収物を除く。）	260
第2	仮還付	262
1	意義	262
2	仮還付手続	262
3	仮還付を受けた者の再提出義務	262
第17章	検証	
第1	検証の性質	263
1	意義	263
2	客体	263
第2	検証と他の手続との関係	263
1	検証と鑑定	263
2	検証と実況見分	263
第3	検証に伴う必要な処分	265
1	身体の検査	265
2	死体の解剖	265
3	墳墓の発掘	265
4	物の破壊	265
5	その他必要な処分	266
第4	検証時に想定される具体的な問題	266

1	検証に伴い写真撮影を行うこと	266
2	中止と再開を反復すること	266
3	検証中に発見したDNA型鑑定資料が付着した証拠物を検証に伴う必要な処分としてその場から持ち出すこと	267
第18章	身体検査	
第1	令状による身体検査	268
1	鑑定としての身体検査	268
2	検証としての身体検査	269
3	捜索としての身体検査	269
第2	令状によらない身体検査	270
1	逮捕現場における身体検査	270
2	身体拘束中の被疑者の身体検査	270
第19章	鑑定	
第1	鑑定囑託と鑑定処分	271
1	鑑定の意義	271
2	鑑定人及び鑑定受託者等	271
3	鑑定囑託の手続	273
4	鑑定処分と鑑定処分許可状の請求等	273
5	諸問題	276
〔事例1〕	押収した携行缶内のガソリンを押収物に対する必要な処分として鑑定することの可否	276
第2	鑑定留置処分	277
1	鑑定留置	277
2	簡易鑑定	279
第20章	被疑者等の取調べ	
第1	取調べの意義等	280
1	取調べの意義	280
2	取調べの心構え	280
第2	被疑者の取調べ	281
1	趣旨	281

2	被疑者	281
3	出頭要求	281
4	取調べ受忍義務	282
5	供述自由権の告知	285
第3	被告人及び受刑者に対する取調べ	287
1	被告人に対する取調べ	287
2	受刑者に対する取調べ	289
第4	外国人被疑者に対する取調べ	289
1	取調べ官自身が通訳をしながら行う取調べ	289
2	通訳人を介した取調べ	290
3	取調べにおける留意事項	290
第5	取調べの任意性の確保	291
1	深夜又は徹夜に及ぶ取調べ	292
2	約束・利益誘導による取調べ	293
3	偽計による取調べ	294
4	手錠を施したままの取調べ	294
5	病気中の取調べ	295
第6	諸問題	296
1	取調べ場所	296
2	取調べにおける弁護人の立会権	296
3	被疑者による取調べ状況の録音の適否	297
4	取調べ中に被疑者等にメモをとらせることの適否	298
5	取調べ中に被疑者等から合意制度について言及された場合	298
6	取調べ中における被疑者等への証拠物や捜査資料の提示	298
7	弁解録取手続書及び供述調書の奥書の記載	299
第7	深夜、長時間における被疑者取調べの承認（一問一答）	299
1	被疑者取調べ承認願による事前の承認	300
2	類型的な事前承認	303
3	被疑者取調べ承認願の記載例	306
4	被疑者取扱簿の「夜間・長時間取調べ」欄の記載要領	307

第8	取調べの録音・録画	308
1	録音・録画義務	308
2	録音・録画記録媒体の証拠調べ請求義務	312
第9	取調べ状況報告書の作成（一問一答）	313
1	総論	317
2	取調べ状況報告書の作成単位	322
3	加除訂正	323
4	取調べ状況報告書の作成関係	324
5	余罪関係報告書	330
第21章	被害者・参考人の取調べ等	
第1	被害者・参考人の取調べ	332
1	趣旨	332
2	被疑者以外の者	332
3	出頭要求・取調べ受忍義務	332
4	供述自由権	332
5	面割りの実施（最初の面割りで全てが決する！）	333
第2	代表者聴取	335
1	意義	335
2	目的	335
3	対象事案	336
4	代表者聴取実施要領	337
5	代表者聴取を実施するにあたっての留意事項	343
6	代表者聴取の証拠化・証拠利用	345
第22章	弁護人及び接見交通権等	
第1	弁護士の意義等	346
1	弁護士の意義	346
2	弁護士の所属団体	347
3	弁護士に対する懲戒	347
第2	弁護人の選任	348
1	弁護人の意義	348

2	弁護人の権利と義務	349
3	国選弁護人	350
4	私選弁護人	351
5	弁護人選任届の受理と送致要領	353
第3	接見交通権と接見指定	354
1	弁護人等の接見交通権	354
2	捜査機関による接見指定	355
第4	接見の申出を受けた場合の措置	358
1	逮捕被疑者等から弁護人等と接見したい旨の申出があった場合	358
2	弁護人等から逮捕被疑者等と接見したい旨の申出があった場合	358
第5	諸問題	358
	〔事例1〕 被疑者を任意取調べ中、同人の弁護人が面会にきた場合の措置	358
	〔事例2〕 被疑者が、会社の上司を介して弁護人の選任をしたい旨を申し立てた場合の措置	359
	〔事例3〕 被疑者を立会人として、捜索・差押えを実施中、同人の弁護人が捜索・差押えに立ち会いたい旨を申し立ててきた場合の措置	360
	〔事例4〕 勾留中に再逮捕された被疑者が、既に選任している弁護人を再逮捕した事件の弁護人として選任したいと申し立てた場合、その旨を当該弁護人に通知することの要否	360
	〔事例5〕 再逮捕された被疑者が、前回付された国選弁護人を選任したいと申し出た場合の措置	361
	〔事例6〕 被疑者の取調べ時に弁護人との接見内容を聴取することの可否	362

第2編 捜査実務

第1章 刑法の適用範囲と警察法上の権限行使の範囲

第1	刑法の場所的適用範囲	363
1	国内犯（刑法第1条）	363

2	すべての者の国外犯（刑法第2条）	366
3	国民の国外犯（刑法第3条）	367
4	国民以外の者の国外犯（刑法第3条の2）	370
5	公務員の国外犯（刑法第4条）	372
6	条約による国外犯（刑法第4条の2）	373
第2	警察法における警察官の権限行使の範囲	374
1	警察の管轄区域	374
2	管轄区域外における職権行使	374
第2章	事件の移送、引継ぎ等	
第1	一般規定	382
1	管轄権のない事件	382
2	当該警察において捜査することが適当でないと認められる事件	382
第2	個別具体的な対応	383
1	告訴・告発事件の移送	383
2	緊急事件手配（緊急配備）による事件の移送等	383
3	移動犯罪における事件の移送等	384
4	特殊詐欺（恐喝）事件における事件の引継ぎ	386
第3	事件の引継ぎ方法	387
1	事件引継書	387
2	移ちょう書	388
第4	特別司法警察職員等との協定等	388
1	警察庁と厚生労働省との麻薬・覚醒剤に関する犯罪の捜査に関する協定	388
2	警察と自衛隊との犯罪捜査に関する協定	389
3	警察庁と海上保安庁との犯罪捜査に関する協定	390
4	皇宮護衛官の犯罪捜査に関する協力	391
5	警察庁と国税庁との犯罪捜査の協定	392
第3章	通常逮捕状・緊急逮捕状・捜索差押許可状の請求	
第1	総説	393
1	審査責任者	393

2	請求権者	393
3	請求先	394
4	請求手続	395
5	留意事項等	396
第2	通常逮捕状の請求	397
1	通常逮捕状の性質	397
2	逮捕状請求書(甲)の記載要領	398
3	8号要件一問一答	405
4	通常逮捕状の再請求の取扱日	418
第3	緊急逮捕状の請求	420
1	緊急逮捕状の性質	420
2	疎明資料	421
3	逮捕状請求書(乙)の記載要領	422
第4	捜索差押許可状の請求	424
1	捜索・差押許可状請求書の記載要領	424
2	諸問題	432
	〔事例1〕 被疑者の氏名欄の具体的記載要領	432
	〔事例2〕 被疑者、被告人、処分保留により釈放された者、不起訴処分となった者等、立場の異なる複数人がいる一つの事件において、捜索差押許可状を請求する場合の犯罪事実の記載	432
第4章	犯罪事実	
第1	総説	434
1	犯罪事実の意義	434
2	犯罪事実と被疑事実	434
第2	基本的な記載事項	434
1	六何(八何)の原則	434
2	犯罪の主体	434
3	犯罪の日時、場所	436
4	犯罪の客体	438
5	犯罪の手段と方法、行為と結果	439

第3	刑法総則等の適用がある場合の記載	439
1	観念的競合	439
2	牽連犯	440
3	包括一罪	440
4	併合罪	440
5	共同正犯	440
6	教唆犯及び幫助犯	440
7	未遂罪	441
第5章	証拠物の適正な管理	
第1	証拠物	442
1	証拠物の意義	442
2	証拠物の押収の効果	442
第2	証拠物の適正な管理	442
1	証拠物の保管	442
2	証拠価値及び財産的価値の保全	443
3	保管責任	444
第6章	押収物に対する措置	
第1	押収物の再押収	446
1	押収方法	446
2	具体的な押収手続	446
第2	押収物の廃棄処分	450
1	警察の判断による押収物の廃棄	450
2	体制	450
3	廃棄処分を行うことができる押収物の要件(全ての要件を満たすことが必要である。)	450
4	手続	452
第3	押収物還付等公告の手続(刑訴法第499条の2第1項において準用する同法第499条2項により行う電磁的記録媒体の交付又は電磁的記録の複写に関する公告を除く。)	453
1	意義	453

2	体制	453
3	還付公告を行うことができる押収物の要件（全ての要件を満たすことが必要である。）	454
4	手続	455
5	公告期間中の措置	457
6	国庫帰属後の措置	459
第4	証拠品処分嘱託書を受領したときの措置 （送致済み押収物の還付手続）	459
1	一般的な処理要領	459
2	受還付人が所在不明の場合	460
3	受還付人が遠隔地に居住していることが判明した場合	460
4	受還付人が死亡していることが判明した場合等	461
5	受還付人が受領拒否した場合	461
6	受還付人が所有権を放棄した場合	461
7	証拠物の廃棄に費用を要する場合	462
第7	指名手配制度等	
第1	指名手配制度	463
1	指名手配及び指名通報	463
2	指名手配の流れ	464
3	指名手配被疑者発見時の措置	466
4	都道府県警察相互間及び当庁警察署等相互間における指名手配被疑者の身柄引き渡しの基準	467
第2	指名手配制度以外の手配制度	469
1	重要事件容疑者登録制度	469
2	被疑者登録制度	469
3	捜査関係者及び捜査関係者使用車両登録制度	470
第8	国際手配等	
第1	被疑者の国外逃亡を防止するための措置	472
第2	国際手配制度	474
第3	国際捜査共助の要請	476

第4	国外における捜査活動	479
第5	国外逃亡被疑者の身柄の引取り等	480
第9	引当り捜査	
第1	総論	487
1	意義等	487
2	捜査書類の作成	487
第2	引当り捜査の実施	488
1	引当り捜査を実施するか否かの事前検討	488
2	実施計画の策定	488
3	引当り捜査等実施簿の作成	490
4	出発時の確認事項	491
5	留意事項	492
第3	引当り捜査のための移送手続	494
第10	移送手続等	
第1	移送手続	496
1	移送の意義と態様	496
2	被疑者等の移送手続と逮捕状の執行	497
3	受刑者の移送手続	498
第2	逮捕状の請求等	500
1	逮捕状の請求	500
2	移送理由報告書	502
3	移送請求書	503
第3	各移送手続一覧表	504
1	被疑者等の場合	504
2	受刑者の場合	508
第11	事件送致の手引き	
第1	総説	509
1	事件送致の意義	509
2	全件送致主義の原則	509
3	送致種別等	510

4	関連事件の送致	513
5	関係書類の追送	516
6	追送致(付)	516
7	送致権者	517
8	送致先	517
第2	送致要領(その1)	518
1	事件記録の作成	518
2	今後の捜査等に関する連絡(いわゆる検事連絡メモ)の作成等	519
3	身柄送致予定連絡票の作成等	520
4	送致(付)事件検討票による審査等	521
5	事件記録・証拠品送致票(いわゆる送致票)の作成	522
6	通付録の作成	525
7	身柄送致当日における事件記録の訂正	525
第3	送致要領(その2)	526
1	告訴・告発・自首に係る事件	526
2	立件票事件	528
3	被疑者が死亡した事件	529
4	精神障害者等を逮捕した事件	529
5	窃盗余罪事件の一括送致方式(いわゆる終結送致)	531
6	被疑者不詳未検挙事件(立件票事件を除く。)	534
7	公訴時効の定めがない罪に係る未検挙事件	536
8	取調べの録音・録画実施事件	536
第4	送致要領(その3)	539
1	単独即導(23区内警察署の場合)	539
2	感染症の疑いがある被疑者	540
第5	証拠品の送致要領	541
1	留意事項	542
2	送致票を使用する場合	543
3	通付録を使用する場合	543
4	集中保管中の証拠品の送致	543

5	保管転換する場合	544
6	証拠品の分割	546
第6	関係書類の作成要領	547
1	送致(付)書	547
2	所持金品目録	565
3	証拠金品総目録	565
4	書類目録	568
5	追送致(付)書	569
6	関係書類追送書	571
第7	諸問題	572
1	相被疑者に係る暴行事件の送致要領	572
2	共同正犯のうち1名のみを送致する場合	572
3	逮捕後の送致前に科刑上一罪となる余罪が判明した場合	572
4	送致罪名等の変更	573
5	送致時間	573
6	送致前釈放した場合	574
7	接見禁止の依頼	574
8	送致書類の控え	575
9	身柄送致時に被疑者が順送を拒否した場合	575
10	署長が不在の場合における送致書の送致者の記載	576
第12章	公訴時効	
第1	公訴時効	577
1	意義	577
2	公訴時効期間	578
3	時効期間の標準となる刑	579
第2	公訴時効の計算等	582
1	時効の起算点	582
2	公訴の提起と時効の停止	585
3	その他の理由による時効の停止	586
4	時効満了日の特定	587

第3編 公判

第1章 起訴・不起訴

第1 事件処理の概要	589
1 事件処理の基準	589
2 事件処理の区分	589
第2 公訴提起（起訴）	590
1 意義	590
2 公訴提起の効力	592
3 公訴提起の種類	592
4 公訴提起の方式	595
5 公訴提起後の訴因変更等	603
6 公訴の取消し	607
第3 不起訴処分	608
1 不起訴処分の種類	608
2 不起訴処分の告知等	611
第4 不起訴処分に対する救済制度	611
1 検察審査会に対する審査申立て	612
2 管轄地方裁判所に対する付審判請求	613
3 上級官庁に対する不服申立て	614
第5 拘束された被疑者に対する補償	615

第2章 公判準備

第1 公訴提起後の裁判所の手続	616
1 起訴状の審査	616
2 起訴状謄本の送達	616
3 弁護人選任に関する手続	617
4 第1回公判期日の指定	618
第2 事前準備	620
1 当事者の準備	620
2 裁判所の役割	623

第3 公判前整理手続	623
1 目的と機能	623
2 公判前整理手続の決定	624
3 公判前整理手続において行われる事項	624
4 検察官の証明予定事実の提示及び証拠調べ請求	625
5 証拠の開示	626
6 被告人側による証拠意見、予定主張の明示等	631
7 被告人・弁護人請求証拠に対する検察官の意見表明	632
8 証明予定事実及び主張の追加・変更等	632
9 公判前整理手続期日の指定	632
10 公判前整理手続の終了	632
第4 期日間整理手続	633
第3章 公判手続（総論）	
第1 公判手続	634
1 意義	634
2 基本原則	634
3 公平な裁判	638
4 裁判の種類・効力	640
第2 公判手続の主体	642
1 裁判所	642
2 検察官	647
3 被告人	647
4 補助者	649
第4章 公判手続（各論）	
第1 公判期日における訴訟手続	651
1 意義	651
2 公判廷の構成員	651
3 公判廷への出廷	651
4 公判調書	656
第2 冒頭手続	658

1	人定質問	658
2	検察官の起訴状朗読	659
3	黙秘権等の告知	660
4	被告事件についての陳述（罪状認否）	661
第3	証拠調べ手続	662
1	意義等	662
2	冒頭陳述	662
3	公判前整理手続の結果の顕出	665
4	証拠調べの請求	665
5	証拠決定	675
6	証拠調べの実施	676
7	職権による証拠調べ	695
8	証拠調べに関する異議申立て	696
9	証拠の提出	698
10	被告人質問	698
11	公判期日外の証拠調べ	700
第4	弁論手続	703
1	論告（求刑）	704
2	弁論	706
3	最終陳述	707
4	陳述時間の制限	707
5	公判調書への記載	708
6	弁論の終結	708
第5	判決の宣告	708
1	形式裁判	708
2	実体裁判	710
第6	裁判の執行（総論）	714
1	意義	714
2	執行時期	714
3	執行指揮	715

4	執行機関	715
5	刑の執行の順序	715
6	刑の執行不能決定	715
第7	裁判の執行（各論）	716
1	死刑の執行	716
2	自由刑の執行	717
3	財産刑等の執行	721
第8	簡易公判手続	721
1	意義等	721
2	要件	722
3	決定の時期	724
4	決定の範囲	724
5	簡易化の内容	725
6	決定の取消し	726
第9	上訴（総論）	727
1	意義	727
2	種類	727
3	上訴権者	729
4	上訴権の発生・消滅・回復	731
5	上訴の申立て	731
第10	上訴（各論）	733
1	控訴	733
2	上告	739
3	抗告	743
4	準抗告	744
第11	被害者参加制度	745
1	意義	745
2	対象事件	745
3	参加の申出ができる者	745
4	手続	746

5 被害者参加人等が参加できる公判手続	746
第5章 証人出廷を求められた場合の対応	
第1 証人出廷への対応	750
1 証人出廷対応責任者	750
2 証人出廷対応実施者	750
第2 検察官等からの事前連絡	750
第3 証人出廷に関する事前連絡があった場合の措置	750
1 証人出廷対応実施者への報告	750
2 所属長への報告	751
3 警務部長への報告	751
4 証人テスト	751
第4 証人出廷対応実施者の執るべき措置	751
1 公判担当検察官への連絡及び事実関係の調査	751
2 事件主管部長又は警察署長への報告	751
3 傍聴する職員の指定	752
4 証人出廷後の措置	752
第6章 証拠法	
1 証拠	753
2 違法収集証拠	757
3 違法収集証拠に関する事例	760
4 自白	764
5 伝聞証拠と伝聞法則	775
6 伝聞法則の例外	779
7 伝聞法則の適用を受けない特別手続	792

第4編 参考資料

図1 精神障害者等を逮捕した場合の流れ	793
図2 単独即尋における捜査員等の動き (23区内を管轄する警察署)・平日	794

図3 単独即尋における捜査員等の動き (23区内を管轄する警察署)・閉庁日	795
図4 押収物の廃棄処分の流れ	796
図5 還付公告を行う押収物の流れ	797
図6 逮捕から公訴提起までの流れ	798
図7 事件処理の区分	799
図8 公判手続の流れ	800
図9 公判前整理手続の流れ	801
図10 検察庁送致区分早見表 (23区内を管轄する警察署)・刑法犯	802
図11 検察庁送致区分早見表 (23区内を管轄する警察署)・特別法犯	803
図12 刑法犯等の送致罪名・罰条・公訴時効等	804
強制処分の該当性について判断した事例	833
写真画像やビデオ映像の撮影等の許容範囲	839
警察官が被害者や被疑者に被害・犯行状況を再現させた結果を記録した 実況見分調書等の証拠能力について判示した事例	849
ごみの押収方法が適法な捜査活動であると認められた事例	855

凡例

【判例集等】※主なもの

刑録	大審院刑事判決録
刑集	大審院刑事判例集及び最高裁判所刑事判例集
裁判集刑	最高裁判所裁判集刑事
高刑集	高等裁判所刑事判例集
高刑裁特	高等裁判所刑事裁判特報
高刑判特	高等裁判所刑事判決特報
東高刑時報	東京高等裁判所刑事判決時報
東高刑速報	東京高等裁判所刑事裁判速報
下刑集	下級裁判所刑事裁判例集
一審刑集	第一審刑事裁判例集
民録	大審院民事判決録
民集	大審院民事判例集及び最高裁判所民事判例集
高民集	高等裁判所民事判例集
下民集	下級裁判所民事裁判例集
刑裁月報	刑事裁判月報
新聞	法律新聞
判夕	判例タイムズ
判時	判例時報
ジュリスト	ジュリスト
高検速報	高等裁判所刑事裁判速報集

【法令】

警職法	警察官職務執行法
刑訴法	刑事訴訟法
刑訴規則	刑事訴訟規則
犯捜規	犯罪捜査規範

請求対象外

請求対象外

実務(42) 刑事手続

令和5年2月 印刷発行

東京都千代田区霞が関2-1-1

編集兼
発行者 警視庁刑事部刑事総務課

電話 (03) 3581-4321

(内線 [REDACTED])

印刷所 [REDACTED]